

10月から 下水道使用料を値上げします



10月1日から下水道使用料を改定します。
 今回の改定は、22.7パーセント（平均）の値上げで、一般的な家庭
 (下水道使用量20m³/月)では、1ヶ月あたり525円の値上げとなります。

下水道は、 雨水を速やかに排除し浸水を防ぎ、汚水を下水処理場に集め、きれいな水にして川に放流するなど、住民のみなさんの生活を快適にし、住みよいまちづくりのためには欠かすことのできない施設です。

この大切な施設を維持継続させるためには、下水道事業としての健全な経営が求められ、それには、下水道使用料の適正な確保が必要となります。

当別町の下水道使用料は、一般的な排水単位を10立方メートルと見立て、これを基本料金とし、これを超える1立方メートル毎に料金を加算する従量制の料金体系になっています。

改定前後の料金表は、右表のとおりです。

❖右記の料金には、それぞれ消費税が加算されます。

◆料金表（1か月の料金）

区分	基本料金		1m ³ 当たり 超過料金	
	使用水量	料金		
一般用	10m ³ まで	改定後	1,200円	150円
		改定前	1,000円	120円
公衆 浴場用	100m ³ まで	改定後	2,400円	25円
		改定前	2,000円	20円

◆水量別料金早見表（一般用）

使用水量	改定前の料金	改定後の料金	差額
10m ³	1,000円	1,200円	200円
15m ³	1,600円	1,950円	350円
20m ³	2,200円	2,700円	500円
25m ³	2,800円	3,450円	650円
30m ³	3,400円	4,200円	800円

**下水道事業を健全に経営するために
値上げは必要不可欠です**

下水道事業の費用としては、施設（処理場・下水道管）の運転や補修費、人件費などの維持管理に要する経費と、施設建設費のために借入れた町債の元利償還金があります。

これらの費用のうち、雨水については公費（一般会計からの繰入金）で賄い、汚水（トイレ・風呂・洗濯・台所等の雑排水）については私費（下水道使用料）で賄うこととされています。

これまで、町の下水道では効率的な経営を確保するため、運営経費の抑制、職員の削減をはじめ、様々な見直しを実施してきましたが、平成16年度の決算では、1立方メートルの汚水処理に394円かかり、それに対する使用料収入は126円で、268円の不足となっています。このように、汚水分の経費すべてを下水道使用料で賄うことができず、一般会計からの繰入金などにより不足分を補っている状況が続いています。また、円グラフからもわかるように支出の半分以上を元利償還金が占めており、一般会計からの繰入金に大きく依存していることで町の財政を圧迫しています。

このような状況から、下水道事業運営委員会の「下水道使用料の見直しについては、利用者の負担の激変を招かぬよう配慮し、維持管理に係る経費を使用料で賄える改定が必要である。」との答申を基に、町では、平成18年3月の定例町議会において、下水道使用料の改定に関する条例改正の審議、議決を経て、今年10月から22.7パーセント（平均）の値上げの改定を行います。



今後の下水道使用料の考え方

今後も下水道事業の健全な経営を継続させるため、経費節減に努めてまいりますので、利用者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、下水道使用料の見直しについては、4年程度で使用料の検討を行うこととしています。

◆問合せ先 上下水道課庶務係（☎23 - 3542）

平成16年度 下水道事業決算

1m ³ の汚水を処理するための経費 394円	
使用料収入 126円	不足分：一般会計繰入金等 268円
← 維持管理費単価 1 154円	← 資本費単価 2 240円

※1 維持管理費

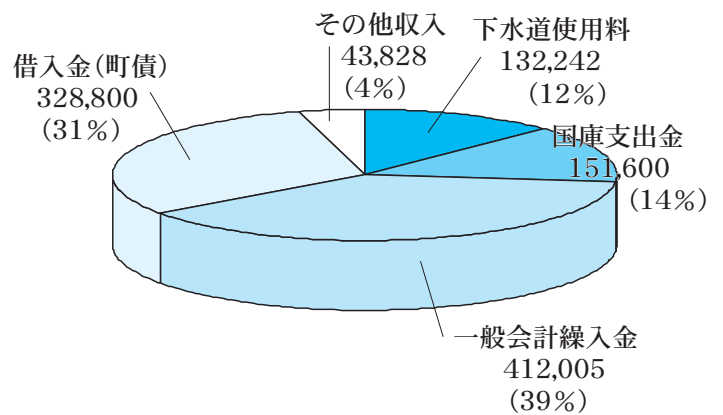
下水道施設（処理場、下水道管）の運転、維持管理などに要する費用

※2 資本費

下水道施設の建設などに要する費用

収入 1,068,475 千円

（単位：千円）



支出 1,061,782 千円

